電波法関係審査基準 追録第41号（令和3年9月10日発行）におきまして、以下のとおり誤りがありました。お詫びし訂正いたします。

場　　所	誤	正
424ページ 上から14行目と15行目の間	[右欄のとおり追加]	⒁　携帯無線通信を行う陸上移動局（中継を行うものを除く。）であって、無人航空機等に搭載して使用するものにおいては、「その他これらに準ずる区域」として、地表又は水面からの高度が 150m未満となる上空を含むものとする。
757の2ページ 上から14行目	A　業務用無線局のもの	A　業務用無線局のもの（LTE方式のものであって、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）を除く。）
757の2ページ 上から17行目と18行目の間	[右欄のとおり追加]	B　LTE方式のものであって、無人航空機等に搭載して使用する業務用無線局のもの（中継を行うものを除く。） 　陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。
757の2ページ 上から18行目	B　機能試験用無線局のもの	C　機能試験用無線局のもの
757の2ページ 上から20行目	C　実用化試験局のもの	D　実用化試験局のもの
757の4ページ 上から12行目と13行目の間	[右欄のとおり追加]	(ｹ)　無人航空機等に搭載して使用するLTE方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあっては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の6の9第1項第1号ヘ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができること。
757の6ページ 下から10行目と11行目の間	[右欄のとおり追加]	(ｺ)　無人航空機等に搭載して使用するLTE方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあっては、815MHzを超え845MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、1,710MHzを1,785MHz以下又は1,920MHzを超え1,980MHz以下の周波数の電波のみを使用すること。
757の9ページ 下から1行目の下	[右欄のとおり追加]	(ｴ)　無人航空機等に搭載して使用するLTE方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、「この無線局は、地表又は水面からの高度が 150m未満の場合に限り運用することとし、上空で運用する場合は最適な送信電力制御を行ったうえで、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」とする旨の条件を付すものとする。